

犯罪被害者等支援に特化した主な取組事例（まとめ）

1 相談及び情報の提供

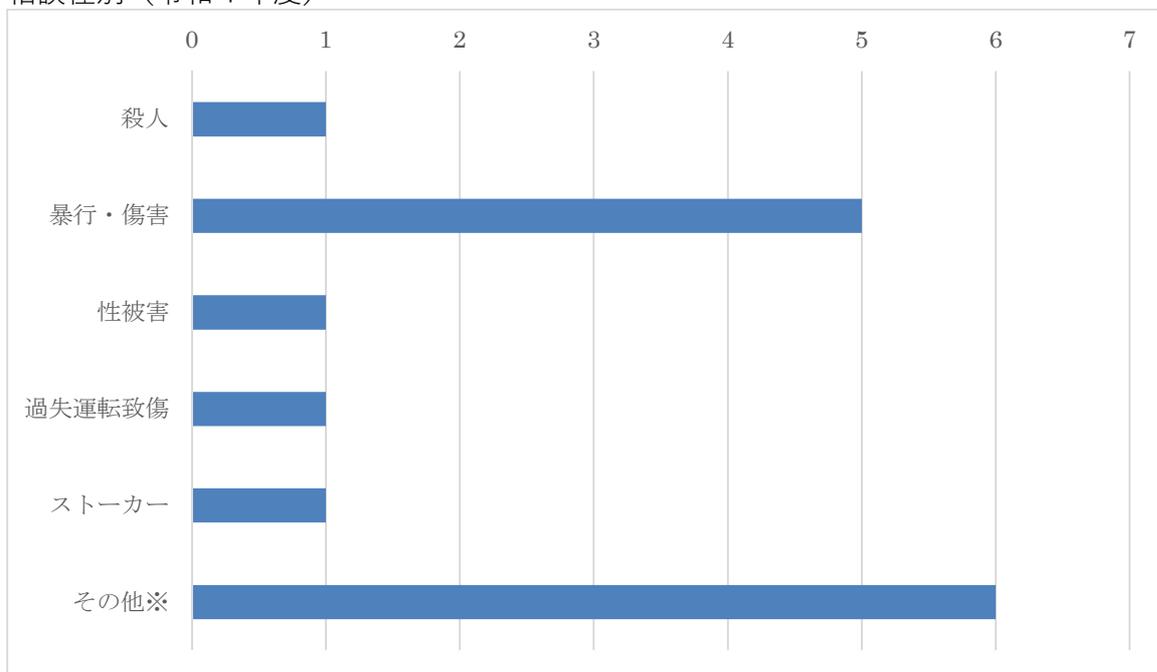
(1) 犯罪被害者等支援総合窓口の設置

相談件数（平成 30 年度～令和 4 年度）

年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
件数	3	4	4	10	15	8

※ R5 年度は 10 月 25 日時点

相談種別（令和 4 年度）



※ 「その他」は制度内容や支援団体の問合せ

2 心身に受けた被害及び影響からの回復

(1) カウンセリング費用の助成

犯罪被害者等が、心理的外傷（PTSD）やその他の犯罪等により心身に受けた被害や影響から回復するために、臨床心理士等の専門家から受けるカウンセリング費用の助成を行うもの（上限 15 万円）

年度	令和 4 年度	令和 5 年度
件数	0	0

※ R5 年度は 10 月 25 日時点

5 居住の安定

(2) 転居費用の助成

犯罪等や二次的被害または再被害により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して、速やかな居住の安定を図るため、転居にかかった費用について助成を行うもの（上限 20 万円）

年度	令和4年度	令和5年度
件数	0	0

※R5年度は10月25日時点

7 経済的負担の軽減

(1) 犯罪被害者等見舞金の支給

犯罪被害に遭われた方やそのご家族に対して、被害の早期回復及び軽減を図るために支給するもの（重症病見舞金 10 万円 遺族見舞金 30 万円）

年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	遺族見舞金	重症病見舞金	遺族見舞金	重症病見舞金	遺族見舞金	重症病見舞金
件数	1	0	0	1	0	4

(2) 犯罪被害者等にかかる資金の貸付け

犯罪等の被害を受けたった目に資金を必要とする犯罪被害者等に対して、無利子での資金の貸付を行うもの（上限 50 万円）

年度	令和4年度	令和5年度
件数	0	0

※ R5年度は10月25日時点

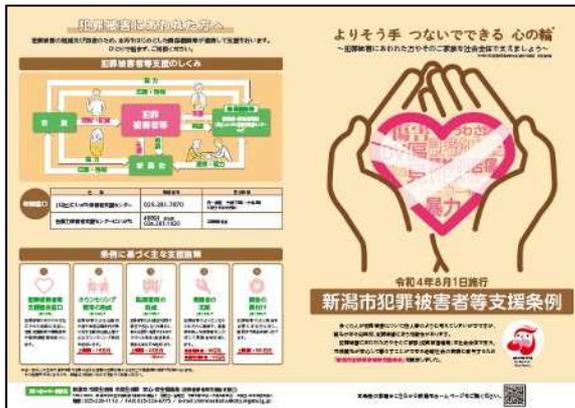
8 市民等の理解の増進

(1) 市民全般へ向けた広報啓発活動

① ポスター・リーフレットの作成及び配布

件名 ポスター・リーフレットの作成及び配布

実施内容 本条例の趣旨を分かりやすく伝えるためのポスター・リーフレットを作成し、公共施設等を通じて配布を行った。



○一般向けリーフレット



○一般向けポスター

② 広報媒体を活用した周知・啓発

件名 SNSにおけるターゲット指向性広告及びWEBメディアによる周知

実施内容 Facebook、Instagram、TwitterなどのメジャーSNSでのターゲット指向性広告やWEBメディアによる周知を行った。



○各 SNS 配信画面



○新潟日報「ガタチラ」

件名 新聞広告やラジオ放送等による周知

実施内容 新聞や生活情報紙などの紙媒体での周知や、ラジオ出演での広報を行った。



新潟日報朝刊

新潟日報「キャレル」



新潟日報「assh」

BSN ラジオ出演

③ 犯罪被害者等支援に関するイベント等の開催

件名 犯罪被害者等支援パネル展の開催

実施内容 11月2日から11月15日の期間中、新潟市西区内野まちづくりセンターにて、犯罪被害者支援の重要性や支援活動の紹介などが記載されたパネルの展示を新潟県と共催で行った。



件名 福祉・介護・健康フェア 2022 in新潟での犯罪被害者等支援ブースの出店
 実施内容 11月26日に新潟市産業振興センターにて開催された、福祉・介護・健康フェア 2022 in新潟にて、犯罪被害者等支援に関するパネルの展示やリーフレット等の配布を行った。



(2) 事業者に対する啓発活動

件名 リーフレットの作成及び配布
 実施内容 犯罪被害者等が雇用面で不利な扱いを受けることなく、安定した雇用の継続ができるよう、商工会議所を通じて、事業者向けのリーフレット配布を行った。



9 教育活動の推進

件名 リーフレットの作成及び配布

実施内容 犯罪被害者等支援についてのリーフレットの配布により、学校における教育活動の推進を行った。



10 人材の育成

(1) 関係部署所属長との庁内連絡協議会の実施

犯罪被害者等支援にあたっては、既存の施策も活用していくことになることから、庁内における被害者支援施策に携わる関係部署の所属長と、犯罪被害者等支援施策の現状等について情報共有を行ったもの。(令和4年7月26日実施)

(2) 庁内関係部署職員に対する研修の実施

各支援業務に従事する職員を対象として、犯罪被害者等の支援に必要な情報及び知識の習得に努めるとともに、支援に必要な対応力の向上のために実施するもの。(令和5年3月2日実施)

11 民間支援団体に対する支援

犯罪被害者等が定期的に集まり話し合うことにより、問題の解決や克服につながることを目的とした自助グループの活動について、(公社)にいがた被害者支援センターにその開催運営を委託することで支援を行った。